令和８年度 第５回新道区地域協議会　次第

日時：令和８年８月25日(火)18:00～
会場：新道地区公民館　多目的ホール

---

1 開会

2 議題
⑴ 報告事項
① 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について
（資産活用課、スポーツ推進課）

② 市民の消火栓使用について（危機管理課）

⑵ 自主的な審議
○ 花でつながるシン・道

3 その他
⑴ 次回開催日程について
日　時：令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分～
会　場：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
内　容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑵ その他

4 閉会

〔資料・配布物〕
・次第
・資料№1-1～1-8　上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について
・資料№2　市民の消火栓使用について
・資料№3　新道地区内における植栽活動に関する説明会（実施結果）
・資料№4　より多くの団体から実施してもらうための方策（案）（当日配布）
・資料№5　「ひと工夫する取組」に係る協議状況（報告）

～　地域協議会における会議の心得　５か条　～
その１　自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
その２　発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
その３　建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
その４　話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
その５　個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（1）報告事項
資料No.1-1
資産活用課

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

Ⅰ　公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1　見直しの概要

- 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2　見直しの内容

区分	全体施設数	新道区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	3
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	4
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	2
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	4
上記のいずれかの取組を実施	220/223	5/5

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設）※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、年末年始

Ⅱ　公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

１　見直しの概要

- 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

２　見直しの内容

改定内容と主な施設	全体 施設数	新道区
A　基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍） 市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等	48	2
B　政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍） 正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館	4	0
C　理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍） ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、 各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等	43	1
D　政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍 上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ	5	0
E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設） リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円	53	2
F　理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ 日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館	2	0
G　見直しなし（施設の状況考慮等による） やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場	7	0
合計	162	5
H　100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

３　改定幅が大きい施設等の改定例

「B　政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 （1.61 倍）
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 （1.51 倍）

正善寺工房	1室（1時間）	1,200円	1,800円	+600円 （1.5倍）

「E　同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ上越	市民プール個人（小・中学生）	180円	300円	+120円 （1.67倍）
教育プラザ（体育館）	大体育館（1時間）	720円	1,200円 （+照明400円）	+480円 （1.67倍）
	小体育館（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
上越勤労身体障害者体育館	体育館占用利用（1時間）	510円	900円 （+照明300円）	+390円 （1.76倍）
	体育館共用利用（1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）
板倉北部スポーツセンター	アリーナ（1時間）	480円	900円 （+照明300円）	+420円 （1.88倍）
吉川体育館	アリーナ占用利用（1時間）	620円	900円 （+照明300円）	+280円 （1.45倍）
	アリーナ共用利用（1人2時間）	210円	400円	+190円 （1.9倍）

4　その他

・附属設備・備品の使用料の見直し：208区分中88区分を改定
　（備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き）
・市外在住者利用による使用料：2倍設定は143施設
・営利営業利用による使用料：3倍設定は147施設（2倍施設はなし）
・30分単位の利用による使用料設定導入施設：48施設（4つの施設カテゴリーで導入
　（地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館））

Ⅲ　今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8.7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8.9～10	地域協議会で後期計画案を説明	地域協議会で諮問・答申	必要に応じて地域協議会で報告
R8.12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9.2	市議会で後期計画を説明		
R9.4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（1）報告事項
資料No.1-2
資産活用課

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 【新道区】

施設No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
4	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
5	中部ゲートボールハウス		○	高齢者支援課
6	新道地区公民館	○		社会教育課
7	新道地区多目的研修センター	○	○	社会教育課
8	藤野野球場	○	○	スポーツ推進課
9	少年野球場	○	○	スポーツ推進課

施設No.1

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（1）報告事項
資料No.1-3
教育総務課、スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	600円	510円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1施設	200円	160円
	中学生以下	1施設	100円	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	2,700円	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

施設No.2

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（1）報告事項
資料No.1-4
高齢者支援課

「中部ゲートボールハウス」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として暖房使用料のみ現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

⑴　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
ゲートボール場使用料	1 面 1 時間につき	400 円	410 円
暖房使用料		300 円	210 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（2）報告事項
資料№1-5
社会教育課

「新道地区公民館（新道地区多目的研修センター）」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

開館時間・休館日は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで （休館日を除く、平日の午後 4 時から午後 9 時及び土日祝日は予約があるときのみ開館）	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで （休館日を除く、平日の午後 4 時から午後 10 時及び土日祝日は予約があるときのみ開館）

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	第 2・第 4 木曜日、年末年始	年末年始

⑶　施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
調理実習室	1 室 1 時間につき	150 円	110 円
会議室		150 円	120 円
創作室		150 円	130 円
多目的ホール		600 円	490 円
多目的ホール（全体の 2 分の 1）		300 円	245 円

使用の時間が 30 分以上で、1 時間に満たないときは 1 時間とし、30 分に満たないときは 1 時間の半額として計算する。
（例１）使用時間が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算
（例２）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算
（例３）使用時間が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算
使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（3）報告事項
資料№1-6
スポーツ推進課

「藤野野球場」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、利用料金の上限額を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有するにおいて、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 10 時まで	【条例】 日の出から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 6 時から午後 10 時まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

→　基本的な考え方に沿って、新たに週休 1 日の休館日（受付窓口である総合体育館と同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	木曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

⑶　利用料金の上限額を次のように改定します。

→　占用利用は、市内の野球場同規模（面積が 10,000 ㎡以上）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→　照明設備は、市内の野球場照明設備の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分	単位	上限額	
		改定後	現行
占用利用	1 時間につき	700 円	480 円
照明設備		3,400 円	3,060 円

利用料金の上限額の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（4）報告事項
資料№1-7
スポーツ推進課

「少年野球場」開館時間・休館日・使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、利用料金の上限額を改定するものです。

2　見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

なお、屋内体育施設は、午後 5 時以降に事前予約がない場合は閉館とします。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有するにおいて、価格差が生じないよう平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

⑴　施設の利用時間を次のように改定します。

→　現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 6 時まで	【条例】 日の出から日没まで 【実際の設定】 午前 6 時から日没まで

⑵　施設の休館日を次のように改定します。

→　基本的な考え方に沿って、新たに週休１日の休館日（受付窓口である総合体育館と同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	木曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

⑶　利用料金の上限額を次のように改定します。

→　占用利用は、市内の野球場同規模（面積が 6,599 ㎡以下）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分		単位	上限額	
			改定後	現行
占用利用	一般	1 面 1 時間につき	600 円	480 円
	中学生以下		300 円	240 円

利用料金の上限額の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（5）報告事項
資料No.1-8
資産活用課

公の施設白書

（令和6年度実績・新道区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市

（財務部資産活用課）

上越市
JOETSU CITY

1　はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要とする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

2　公の施設の現状（全体）

上越市 JOETSU CITY

【公共施設等を取り巻く現状と課題　…　利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。

【参考①】R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）

- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073（▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716（▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095（18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3　公の施設の現状

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	上越市立富岡小学校	小学校	コンクリ	49/47	2,606.00	97	23,675	244,072	直営	別の計画等
2	上越市立稲田小学校	小学校	コンクリ	43/47	5,858.00	278	32,267	116,068	直営	別の計画等
3	富岡児童館	児童館	木造	59/22	234.61	0	0	－	－	休止中
4	稲田保育園	保育園	コンクリ	41/47	517.90	49	35,315	720,714	直営	別の計画等
5	子安保育園	保育園	木造	47/22	508.52	61	45,370	743,770	直営	別の計画等
6	富岡保育園	保育園	コンクリ	42/47	523.37	62	45,070	726,935	直営	別の計画等
7	中部ゲートボールハウス	屋内ゲートボール場	鉄骨	33/34	1,148.33	10,295	1,181	115	直営	現状維持
8	藤野野球場	野球場	－	43/－	0.00	6,197	1,959	316	指定管理	現状維持
9	少年野球場	野球場	－	34/－	0.00	13,074	1,950	149	指定管理	現状維持
10	新道地区公民館	公民館	コンクリ	44/50	341.68	3,492	3,408	976	直営	現状維持
11	新道地区多目的研修センター	地区集会施設	コンクリ	44/50	341.68	0	0	－	直営	現状維持
12	農業研修センター芙蓉荘	貸館・交流施設	コンクリ	46/50	853.27	6,586	5,186	787	直営	廃止

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
13	市営住宅　子安住宅	市営住宅	コンクリ	21-22/47	3,681.23	67	-2,253	-33,627	直営	別の計画等
14	あじさい公園	農村公園	コンクリ	45/38	4.50	0	32	-	直営	別の計画等
15	富岡パークアンドバスライド	無料駐車場	-	25/10	0.00	0	171	-	直営	別の計画等
	小計					40,258	193,331	4,802		

2　位置図


8
12
6
3
9
7
富岡
1
15
2
4
10
14
11
5
13
N
W
E
S
上越ＩＣ
春日山駅
木田
三交
横曽根
中真砂
小泉
北新保
下百々
荒屋
高森
桐原
大日
藤巻
土橋
上島
岩木
寺ＩＣ
門田新田ＩＣ
鶴町ＩＣ
鶴町
米岡
戸野目
長面
四辻町
藤塚
稲田
高田駅
滝寺
大貫
本新保
E8
E18
405
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平30情複、第10号）

基本情報に関する凡例①

上越市 JOETSU CITY

1　施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- ➢ 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- ➢ 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
  - コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
  - 鉄骨：鉄骨造（S造）
  - 「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- ➢ 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数。市営住宅のように、複数の建物があり、建築年数が異なる場合は「20-25/47」のように幅を持たせて表記。
- ➢ 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- ➢ 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
  - 農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
  - 特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
  - 公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
  - 霊園は、利用区画数
  - 斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

基本情報に関する凡例②

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数/耐用年数	延床面積（㎡）	利用者数（人）	公費負担額（千円）	利用者1人当たり経費（円）	管理形態	取組方向
1	●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
  - 現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
  - 廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
  - 休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
  - 貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
  - 用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
  - 後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
  - 引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

２　位置図

- 位置図上の番号は、「１　施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（1）報告事項
資料No.2
危機管理課

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、「使用できる」こととします。

１　安全対策に向けた留意事項等

別紙１をご覧ください。

２　消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙２をご覧ください。

３　その他

町内会には、８月５日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

安全対策に向けた留意事項等

別紙1

上越市 JOETSU CITY

留意事項

【消火訓練】
- 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年１回以上実施するものとする。
- 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】
- 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】
- 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年１回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】
- 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- 消火栓の操作に関する訓練
- ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）



【消火栓を使用した消火活動の例】
- 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】
- ホースは使用できる状態か。
- 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。　※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要

消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2

上越市 JOETSU CITY

市への相談

・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等は行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年１回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

・日時、場所、参加者を決める。
・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

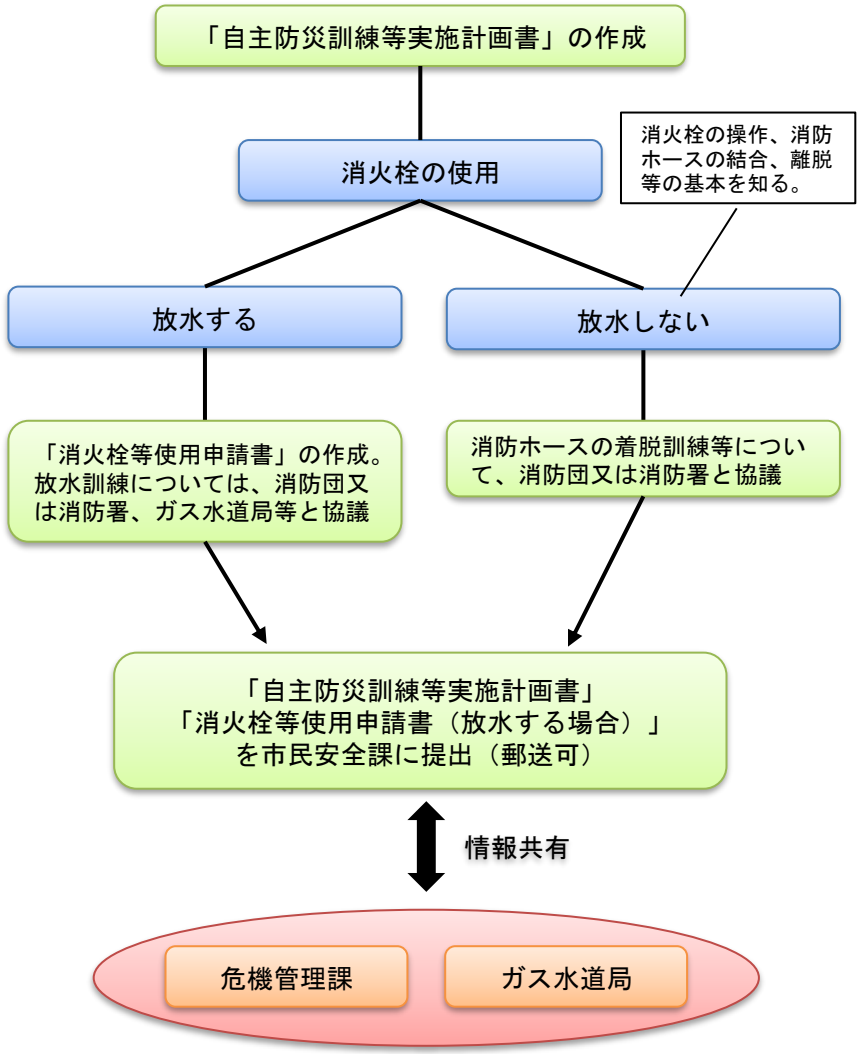
各種申請等

・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ



令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（2）自主的な審議
資料No.3

新道地区内における植栽活動に関する説明会（実施結果）

1 開催日時

令和 8 年 7 月 28 日（火）　午後 6 時 30 分～午後 7 時 20 分

2 会場

上越市市民プラザ 第二会議室

3 出席状況

19 団体／26 団体（3 団体重複あり、団体数 29）　…欠席 7 団体

4 主な質疑

質問の趣旨	回答
・新道地区ではこのような取組を行うのは初めてか。	・各団体の個別に実施している植栽活動はそのままに、花の色を統一して取組をつなげる試みは初めて。
・オレンジ色で統一するのであれば、花の種類等を教えてほしい。	・マリーゴールドなど、いろいろなオレンジ色の花があって構わない。
・各団体が花を用意するのか。 ・新たな団体を設立するのか。	・例えば、新道地区活性化委員会から協力いただき、花を一括購入して配布することは可能。
・この取組で地域の活性化や交流促進ができるのか。 ・もっと大きなスケールの取組を実施すべき。	・現在実施されている団体の取組を中心に、徐々に広げていくことが狙い。
・事業の目標設定が必要。	・来年度は現在団体が実施している取組から広げていきたい。
・経費支援についても説明してほしい。	・補助制度について事務局が別途説明。

5 （参考）新道地区活性化委員会の活動状況

・プランターを 60 基用意し、新道地区の 6 か所に設置した。
・オレンジ色のマリーゴールドを植えたが、非常に印象に残る色である。
・苗はそれぞれの団体で購入するより、皆で一括購入する方が単価が下がり、団体の負担も少なくなると考える。大量購入が必要であれば、早めの予約が必要。
・植栽活動以外に、今年度は地域全体でのボッチャ大会を実施している。そちらにもぜひ協力いただきたい。

6 参加に関する意向確認結果

「花でつながるシン・道」意向確認書を用いて、賛同状況、実施の意向、実施に当たっての懸念事項等について、8 月 7 日までに確認した。（結果は別紙のとおり）

新道区地域協議会　「花でつながるシン・道」意向確認書の骨子

１　団体等への「確認票」配布の目的

地域協議会が考える地域課題と、その解決に向けた取組に対する団体等の理解度を確認するとともに、実施に当たっての懸念事項を把握し、取組の支障となる課題の解消や、より多くの団体が取り組みやすい方策について地域協議会で検討するための材料とする。

２　確認票の配布、回収方法

説明会時に配布。欠席町内会には個別説明時に配布。

３　調査対象（依頼先）

町内会及び新道区の植栽活動団体（町内会 22＋植栽活動団体 4、計 26 団体）

４　集計結果の活用

・地域協議会の協議資料（実施しやすい仕組みや支援策の検討）

・地域協議会だよりで報告

５　各設問の設定理由

⑴ 提案への賛同状況

地域協議会が考える地域課題とその解決に向けた取組に対する団体等の理解度を確認する。

⑵ 提案内容の実現状況

取組実施の意向を把握し、実現可能性を確認する。

⑶ 提案内容実現のために必要な事項

取組の実施に当たり、各団体の懸念事項を把握し、その解消に必要な方策の検討に活用する。

⑷ 情報の送付先確認

⑸ 意見、提案

取組に対する具体的な意見等を確認する。

参考：説明会当日配布済

上越市中部まちづくりセンター 村山　行

（FAX：025-520-5852　　E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp）

8月4日（火）までに提出をお願いします

※記載の内容は、今後の地域協議会での参考とさせていただきます。
　団体名を伏せた上で、集計した結果を資料として公開する場合があります。

「花でつながるシン・道」意向確認書

町内会名（団体名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Q1. 提案の趣旨についてどの程度賛同できますか。

☐ 1. 賛同できる　　☐ 2. おおむね賛同できる
☐ 3. どちらともいえない　　☐ 4. あまり賛同できない
☐ 5. 賛同できない

Q2. 本取組を実施したいと思いますか。

☐ 1. 実施したい　　☐ 2. 条件が合えば実施したい
☐ 3. 現時点ではわからない　　☐ 4. 実施は難しい

Q3. Q2 の理由として、本取組を進める上で気になることがあれば選択してください。
（複数回答可）

☐ 1. 維持管理の負担　☐ 2. 人手不足　☐ 3. 活動資金
☐ 4. 実施場所の確保　☐ 5. 他団体との調整　☐ 6. 効果が見えにくい
☐ 7. 特になし　☐ 8. その他（　　）

Q4. 今後、植栽活動に関してお知らせさせていただく送付先

☐ 1. 町内会長、団体代表
☐ 2. 担当役員　連絡先　役職＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

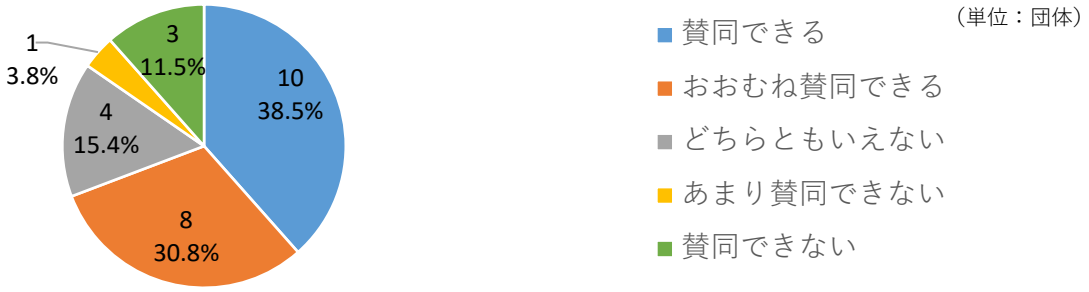
Q5. 本提案に対するご意見・ご提案をご記入ください。（自由記述）

「花でつながるシン・道」意向確認集計結果

・配布数：26団体（うち、植栽実施団体11団体）
・回収数：26団体（出席：19団体、欠席：7団体）

Q1. 提案の趣旨についてどの程度賛同できますか。（単一回答） n＝26

【目的】地域協議会が考える地域課題とその解決に向けた取組に対する団体等の理解度を確認する。



【分析】
・約7割（18団体69.4%）の賛同があることから、地域協議会が考える地域課題とその解決に向けた取組がおおむね理解された。

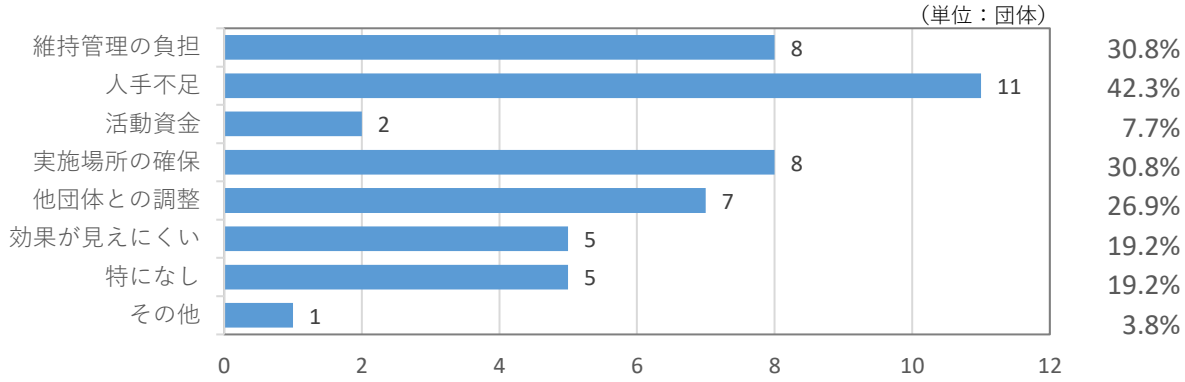
Q2. 本取組を実施したいと思いますか（単一回答） n＝26

【目的】取組実施の意向を把握し、実現可能性を確認する。



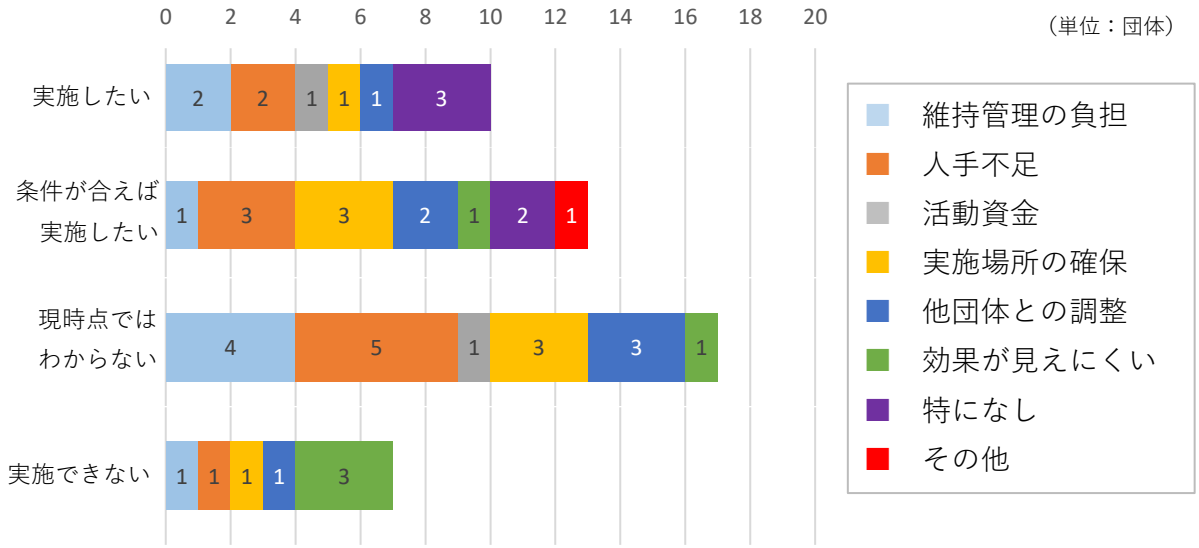
Q3. Q2の理由として、本取組を進める上で気になることがあれば選択してください。（複数回答可）n＝26（※複数回答可の回答割合の計は100%以上となる）

【目的】取組の実施に当たり、各団体の懸念事項を把握し、その解消に必要な方策の検討に活用する。



その他意見：町内会の賛同が必要

○実施予定と懸念事項（クロス集計）



【分析】
・取組の実施にあたり、3～4割の団体が主に維持管理の負担、実施場所の確保、実施場所の確保を懸念している。
・「条件が合えば実施」、「現時点ではわからない」と回答した15団体に対し、懸念事項を解消することで、実施の可能性が高まる。
（主な懸念事項：維持管理の負担、人手不足、実施場所の確保）

Q4. 連絡先確認のため省略

Q5. 本提案に対するご意見・ご提案をご記入ください。（自由記述）

【目的】取組に対する具体的な意見等を確認する。

・現状、植栽のない町内会の取扱い。
・オレンジ色（マリーゴールド）の花苗を見込みで買い付けては如何か（希望を集める）
・既存団体との意見調整を行ってほしい。
・各町内会に任せて花の活動を行ってもらう。
・小さなことから始めるとあるが、小さすぎて自己満足で終わるのでは。
・地域の人に取組をどう伝えていくのか。

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（2）自主的な審議
資料No.4

より多くの団体から取組を実施してもらうための方策（案）

1　趣旨

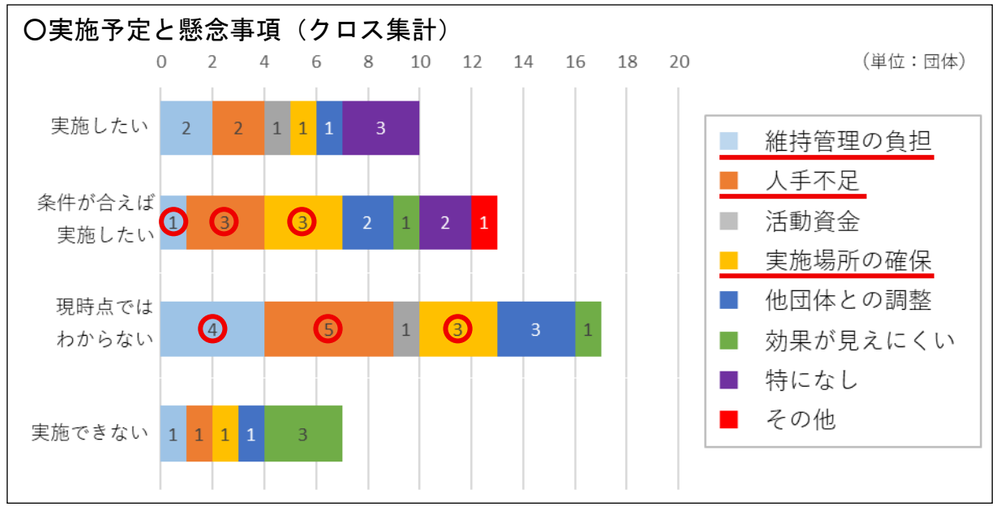
地域協議会が提案する取組に、より多くの団体から参加していただくため、説明会後の意向確認において、参加に当たっての懸念事項として回答の多かった項目について追加調査を実施し、懸念事項の解消に向けた具体的な方策を検討する。

2　調査概要

（１）対　　象　意向確認の Q2 において「条件が合えば実施したい」「現時点では判断できない」と回答した 15 団体（町内会含む）のうち、Q3 で次の項目を選択した 10 団体
（内訳：植栽実施団体 1、未実施 9）
「維持管理の負担」、「人手不足」、「実施場所の確保」

（２）調査方法　電話での聞き取り

○実施予定と懸念事項（クロス集計）



3　調査結果と対応方策

主な懸念事項	主な意見	対応方策	実施主体 地協	公民館	団体	町内会	個人
人手不足	・高齢化や世帯数の減少により作業できる人が少ない。 ・声掛けをしても参加者が集まらず、役員に負担が集中している。 ・植栽に関心のある人材が不足している。	**・植栽活動の担い手確保（公民館事業の活用：資料No.5 … 3）** 公民館事業を活用して花や景観に興味を持つ住民を増やし、活動の担い手確保につなげる。	事業の実施を依頼	事業の実施			事業に参加
維持管理の負担	**・花を植えることはできても、その後の水やりが難しい。** ・プランターを置いたとしても、水やりのために人を集めなければならない。 ・水やりに協力してくれる人がいないと継続できない。	**・団体情報の周知（団体の情報共有及び周知：資料No.5 … 1）** 団体の活動を広く住民に周知し、参加を呼び掛ける。	チラシの作成		チラシの作成	チラシの配布	活動に参加
維持管理の負担	・公共施設にプランターを置くと水やりのために行く必要があるので大変だ。	**・場所の有効活用（公民館事業の活用：資料No.5 … 3、4）** 花壇にこだわらず、建物前や軒先にプランターや一輪挿し、竹灯籠などを活用し、場所を有効活用する。	事業の実施を依頼	事業の実施			事業に参加
実施場所の確保	・町内会として植栽できる場所がない。	**・個人による取組（公民館事業の活用：資料No.5 … 3、4）** 公民館事業で学んだ内容を身近な場所で取り組み、植栽活動への参加につなげる。	事業の実施を依頼	事業の実施			事業に参加

令和8年度第5回新道区地域協議会
令和8年8月25日
2議題（2）自主的な審議
資料No.5

「ひと工夫する取組」に係る協議状況（報告）

◎ひと工夫することで、より地域に一体感が出る取組

１　既 存 団 体：団体の情報共有及び周知

２　学校、保育園：学習活動や地域参加

３　公　民　館：関連講座の実施

４　個　　人：プランターや一輪挿しの設置、景観演出（灯り等による装飾）

１　既存団体

⑴　団体の情報共有及び周知

①　地域協議会だよりで情報を周知（No.53 号 7/25 発行済、以降も適宜掲載）

②　植栽に関する説明会において、団体一覧を配布し、情報を共有(7/28 開催済)

⑵　新道地区活性化委員会との連携

①　花苗の一括購入

②　ステッカーやのぼり旗の作成等

２　学校、保育園

協議未実施

３、４　公民館、個人

⑴　竹灯籠づくり教室（竹灯籠の制作）

⑵　寄せ植え教室（知識や技術の習得）

⑶　公民館の交流発表会で展示